

岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

答 申 及び 調査・検討結果報告

平成28年3月24日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する 答申 及び 調査・検討結果報告

平成27年6月24日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、既に中間答申を行った「議員提案条例の運用状況」、「決算審議の充実」及び「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開」を除く検討課題について、一定の結論に達したため、当委員会の答申及び調査・検討結果報告として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目
調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 平成27年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	H27. 6. 24 (水)	・ 正副委員長互選 ・ 議長から諮問 ・ 運営方針の決定
2	H27. 9. 17 (木)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
3	H27. 12. 2 (水)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
4	H27. 12. 11 (金)	・ 中間答申案（議員提案条例の運用状況、決算審議の充実、議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開）の検討
5	H27. 12. 21 (月)	・ 中間答申
6	H28. 2. 25 (木)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
7	H28. 3. 14 (月)	・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
8	H28. 3. 23 (水)	・ 答申案（参考人招致の積極的活用、予算審議の充実）及び調査・検討結果報告案（タブレット端末の活用、議案のインターネット公開、常任委員会録画映像のインターネット配信）の検討
9	H28. 3. 24 (木)	・ 答申及び調査・検討結果報告

目 次

答 申

(頁)

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 参考人招致の積極的活用について…………… | 4 |
| 2. 予算審議の充実について…………… | 5 |

報 告

- | | |
|-------------------------------|---|
| ○タブレット端末の活用について…………… | 6 |
| ○議案のインターネット公開について…………… | 6 |
| ○常任委員会録画映像のインターネット配信について…………… | 7 |

【参考資料】

中間答申（平成27年12月21日）

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 議員提案条例の運用状況について…………… | 9 |
| 2. 決算審議の充実について…………… | 10 |
| 3. 議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について… | 11 |
| ○議会活性化改革検討委員会 委員名簿…………… | 12 |
| ○議会活性化改革検討委員会 設置要綱…………… | 13 |
| ○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)…………… | 14 |

答 申

■参考人招致の積極的活用について

地方が抱える課題は、産業振興や少子化対策など多岐にわたっており、こうした様々な課題に関する議案等を扱う議会においても、専門的・効率的に審議を行う必要がある。

このため、委員会所管事務に係る調査又は審査の参考とするとともに、専門的知見を審議等に反映させるため、参考人制度が設けられている。

委員会への参考人招致については、地方自治法第115条の2及び岐阜県議会委員会条例第17条の規定により実施可能となっており、これまで特別委員会において参考人を招致した事例があるものの、制度を積極的に活用しているとはいえない状況であった。

このことから、議会審議の一層の活性化を図るうえで、参考人招致の積極的活用が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会審議の一層の活性化を図るため、参考人招致を積極的に活用すべきである。

① 実施方法

- ・特別委員会は、設定したテーマに沿った参考人を招致しやすいため、引き続き、参考人招致を積極的に活用する。
- ・常任委員会は、議案の審議や所管事務の実情調査等のため、可能な範囲内で、参考人招致を行う。
- ・参考人招致の活用について、正副委員長会議等で周知を図る。

②実施時期

- ・平成28年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における参考人招致の実績

- 招致実績がある団体数： 33（70%）（H25.4月～H27.8月）
- 招致事例（他団体）： 請願・陳情の審査、常任委員会・特別委員会
の勉強会、関係機関の経営状況確認等
- 招致事例（岐阜県）： 地方創生対策特別委員会（H27.6月,12月）、
観光交流拡大対策特別委員会（H27.9月,12月）等

答 申

■ 予算審議の充実について

県の予算については、議案説明会において概要説明があり、その後、各常任委員会に付託して審議が行われている。これらの委員会では、所管事項に係る議案について専門的かつ集中的な議論が行われており、本会議に対して最終判断の材料を提供するなど、重要な役割を果たしている。

しかし、予算に係る議案の説明時間及び審議時間が短く、十分な審議が行われているとは言い難い状況であった。

また、議員から、所属している委員会の所管事項の範囲に限らず、県予算全体に係る審議に参加したいとの意見があった。

このことから、議会審議の一層の活性化を図るうえで、予算審議の更なる充実が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会審議の一層の活性化を図るため、予算審議を充実すべきである。

このため、議案説明会及び常任委員会を充実させることとし、予算委員会の設置については、継続して調査・検討を行い、さらに議論を深めていく必要がある。

① 実施方法

- ・ 議案説明会の位置付けを「議案の内容を確認する場」から「議案に対し意見を言える場」に変更し、十分な時間を確保する。
- ・ 議案説明会で出された意見は、常任委員会における審議の参考とする。
- ・ 常任委員会における予算審議時間を十分確保し、必要に応じて時間を延長する。

② 実施時期

- ・ 平成28年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における予算委員会の設置状況（H27.8月現在）

- 予算委員会設置団体数： 29（62%）
- 平均審議日数： 4.7日
- 委員会の位置づけ： 常任委員会（3）、特別委員会（22）、その他（4）

報告

■タブレット端末の活用について

現在、議員へ緊急に資料等を送付する手段として、主にファックスを用いているが、不在などの理由により情報が伝わらないことがあった。また、資料を紙で印刷・送付する場合、多額の費用が発生していた。

このため、政策提言・立案機能の一層の強化を図るうえで、タブレット端末の活用が必要ではないかとの観点から調査・検討を行い、端末を使った試行実験を行ってきたが、導入するサービスの種類、暗号化されたファイルへの対応、セキュリティ確保の方法など、解決すべき課題が見つかったため、その導入の是非についての結論には至らなかった。

よって、以下のとおり報告する。

政策提言・立案機能の一層の強化を図るうえで、タブレット端末の活用は有効な手段であるが、導入前に解決すべき課題について十分に検討を尽くしたとは言えないため、引き続き試行実験を行い、継続して調査・検討を行うべきである。

報告

■議案のインターネット公開について

議会に上程された議案については、県のホームページに「議題番号」と「件名」を掲載しているが、議案の内容については公開していない。

他の団体においては、18都府県がインターネットで議案又はその概要を公開しており、議会活動の透明性向上を図るうえで、議案のインターネット公開が必要ではないかとの観点から調査・検討を行ってきたが、既に件名等が公開されており、内容を含めて公開することとした場合、公開に要する事務量が多大になることから、現時点では公開の必要はないとの結論に至った。

よって、以下のとおり報告する。

議会活動の透明性向上を図るうえで、議案のインターネット公開は有効な手段であるが、既に件名等が公開されているところ、内容の公開に要する事務量を考慮すると、現時点では議案は非公開とすることが適当であると考え。

なお、タブレット端末の導入等によりペーパーレス化が進展した場合は、公開に必要な事務量等が軽減されることが想定されるため、再度、議案のインターネット公開について調査・検討を行うべきである。

報 告

■ 常任委員会録画映像のインターネット配信について

常任委員会については、議会棟ロビーにおいてライブ中継を行っているところであるが、インターネットによる配信は行っていない。

他の団体においては、10府県が常任委員会録画映像のインターネット配信を行っており、議会活動の透明性向上を図るうえで、インターネット配信が必要ではないかとの観点から調査・検討を行ってきたが、実施には多額の費用（参考：本会議の録画配信費用は年間約110万円）が必要であること、議会棟の建て替えが予定されていることから、現時点ではインターネット配信の必要はないとの結論に至った。

よって、以下のとおり報告する。

議会活動の透明性向上を図るうえで、常任委員会録画映像のインターネット配信は有効な手段であるが、実施には多額の費用が必要であることから、現時点ではインターネット配信は見送ることが適当であると考え。

なお、建て替え後の議会棟の仕様を検討する際には、あわせて常任委員会録画映像のインターネット配信についても調査・検討を行うべきである。

【 参 考 資 料 】

- 中間答申（平成27年12月21日）
 - 1. 議員提案条例の運用状況について
 - 2. 決算審議の充実について
 - 3. 議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について

- 議会活性化改革検討委員会 委員名簿

- 議会活性化改革検討委員会 設置要綱

- 議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

中間答申（平成27年12月21日）

■議員提案条例の運用状況について

二元代表制の一翼を担う議会の機能として、執行機関等に対する監視機能のほか、地域の実情に即した条例の制定などを行う政策提言・立案機能があり、本県ではこれまで、平成16年4月施行の「岐阜県食品安全基本条例」から、平成26年度の「岐阜県家庭教育支援条例」まで、11の議員提案条例が制定されている。

これらの条例は、基本計画の策定や議会への年次報告を通じて運用状況を確認できるものもあるが、計画策定や報告を求めているものもあり、条例の目的が達成されているかなど、運用状況が十分確認できているとは言い難い状況であった。

また、施行から10年以上経過している条例もあり、現在の社会情勢等に合致しているかどうか改めて確認することが望まれる。

このことから、政策提言・立案機能の強化を図るうえで、議員提案条例の運用状況についての確認が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、議員提案条例の運用状況の確認を行うべきである。

② 実施方法

- ・議員提案条例の運用状況の確認を所管する特別委員会を設置する。
- ・特別委員会の定数は、正副議長及び監査委員を除く全議員数（42名）を上限として定める。
- ・既存の特別委員会と重複して所属することを妨げない。

②実施時期

- ・平成28年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議員提案条例運用状況の調査状況（H27.8月現在）

- 調査している団体数 : 4（1%）
- 調査方法 : 常任委員会、特別委員会、協議・調整の場、議会事務局において調査
- 委員数 : 5～11名（常任・特別委員会、協議・調整の場）

中間答申（平成27年12月21日）

■決算審議の充実について

県の予算の執行状況や事業の成果については、決算特別委員会において集中的に審議されており、審議の結果を踏まえた事業の見直しが行われるなど、一定の役割を果たしている。

しかし、少ない委員（平成27年度：8名）かつ短い期間（平成27年度：7日間）で全ての決算を審議する必要があり、委員の負担が大きく、十分な審議ができているとは言い難い状況であった。

また、決算特別委員会で審議された内容は、速やかに次年度の当初予算に反映されることが望ましいが、決算特別委員会の開催時期が当初予算の編成時期と重なっているため、審議内容の予算への反映が遅延する場合があった。

このことから、議会審議の一層の活性化を図るうえで、決算審議の更なる充実が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会審議の一層の活性化を図るため、決算審議を充実すべきである。

③ 実施方法

- ・決算特別委員会の委員数を、現在の8名から16名に増員する。
- ・審議の体制を、2班（1班あたり8名、合計16名）とする。
- ・また、決算特別委員会で審議された内容を次年度予算に反映させるため、開催時期をできるだけ早めることが適当である（現在の開催時期：11月中旬）。

② 実施時期

- ・平成28年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における決算審議の実施状況（H27.8月現在）

○決算委員会設置団体数	：	47	（100%）
○平均委員数	：	16.1名	（全議員参加の委員会を除く）
○審議開始時期	：	9～10月…38	11月…9

中間答申（平成27年12月21日）

■ 議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について

県民から直接選ばれた代表者による「合議制の意思決定機関」である議会は、構成員である各議員の真摯な審議、議論を通じ、県民の負託に適った政策決定や合意形成を行わなければならない。このためには、審議や議論の過程を可能な限り公開し、広く県民等の評価に委ねるべきである。

本県議会においては、本会議及び常任委員会の議事録は既に県議会のホームページ上で公開されており、議会活動の透明性向上に努めているところである。

一方、議会運営委員会及び特別委員会（地方創生対策特別委員会、観光交流拡大対策特別委員会、県有施設再整備対策特別委員会）の議事録については、これまでインターネットによる公開はされていなかったが、議会活動の透明性向上と議会の積極的な情報公開・議会広報の手法として有効なものであることから、両委員会の議事録のインターネット公開について、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、特別委員会議事録をインターネットで公開すべきである。

なお、議会運営委員会での議論は議事運営に関する事務的な事項が中心であり、周知すべき内容が少ないため、インターネットでの公開の必要はない。

② 実施方法

- ・特別委員会の議事録（要点筆記）を県議会ホームページに掲載する。

② 実施時期

- ・平成27年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議事録の公開状況（H27.7月現在）

○議会運営委員会の議事録を公開している団体数	：	22	（47%）
○特別委員会の議事録を公開している団体数	：	44	（94%）

岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	玉 田 和 浩	自 民	
副委員長	小 川 恒 雄	自 民	
委 員	岩 井 豊太郎	自 民	
委 員	早 川 捷 也	自 民	
委 員	藤 墳 守	自 民	
委 員	駒 田 誠	自 民	
委 員	佐 藤 武 彦	自 民	
委 員	山 本 勝 敏	自 民	
委 員	田 中 勝 士	自 民	
委 員	太 田 維 久	県 民	
委 員	野 村 美 穂	県 民	
委 員	高 殿 尚	自 民	
委 員	水 野 吉 近	公 明	
委 員	伊 藤 英 生	県 民	
委 員	中 川 裕 子	共 産	

(1 5 名)

岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ | 10人 |
| (2) 県民クラブ | 3人 |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人 |
| (4) 日本共産党 | 1人 |

3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

平成27年6月24日

岐阜県議会活性化改革検討委員会 委員長 様

岐阜県議会議長 足立勝利

議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

議会の活性化改革に関しては、貴委員会における数次の調査・検討を基に、委員会傍聴手続の見直し、議案に対する賛否の公表、広報委員会の設置など、具体的な方策が着実に実行されているところである。

一方で、これまでの調査・検討の過程において、改革の必要性が指摘されながらも実現に至らなかった課題が残されていることから、議会の活性化改革については、情勢の変化に応じた検討を継続していくことが肝要である。

こうしたことから、議会活性化に関する以下の項目について、近年の社会情勢を踏まえ、改めて調査・検討を行うよう求めます。

記

- 1 政策提言・立案機能強化を目指した改革に関すること
 - ・議員提案条例の運用状況について
 - ・タブレット端末の活用について
- 2 議会審議の活性化を目指した改革に関すること
 - ・参考人招致の積極的活用について
 - ・予算・決算審議の充実について
- 3 議会活動の透明性向上を目指した改革に関すること
 - ・議案並びに議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開、常任委員会録画映像のインターネット配信等、情報公開の充実について